

住民税所得割の税率が10%に統一など 住民税が変わります！

①税率の改正
「三位一体改革」により国から地方への税源移譲が行われ、住民税所得割の税率が10%に統一されます。

改正前
3段階の税率（5・10・13%）
改正後
一律10%（平成19年6月徴収分からの適用）

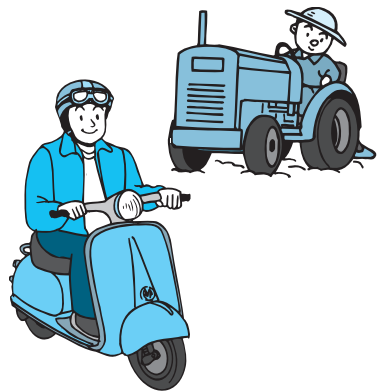
所得税は平成19年1月分より以前の4段階の税率が6段階に細分

化されました。
今回の改正は、税源の移し替えです。すので、「所得税+住民税」の負担は以前と変わりません。

②定率減税の廃止
平成17年度まで15%（4万円を限度）、平成18年度7.5%（2万円を限度）適用されていた定率減税が廃止されます。

③人的非課税範囲の見直し
昭和15年1月2日以前生まれの方で、前年の合計所得125万円

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税 廃車・名義変更等はお早めに



軽自動車やバイク、また農耕用のコンバインやトラクターなどにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。（月割賦課制度ではありません）

現在使用していなかったり、売買などで所有者が変わっている場合などは、3月末日までに廃車や名義変更の手続きをお願いします。手続きがない場合は引き続き使用中とみな

以下の方に対する非課税措置が昨年度より廃止されており、経過措置として、平成19年度分は3分の2課税となります。
（平成20年度分からは全額課税）

■問い合わせ
税務課 課税係 ☎75-2126



され、税金がかかります。
なお、車種によって手続き先が異なりますのでご注意ください。

■手続き・問い合わせ

【原付・農耕用】
税務課 課税係 ☎75-2126

【軽四輪・軽三輪・
軽二輪（126cc〜250cc）】
佐賀県軽自動車協会

☎30-8442

【自動二輪（250cc超）】
佐賀陸運支局 ☎30-7271

平成19年2月1日

発足しました

佐賀県後期高齢者 医療広域連合

平成20年4月から75歳以上の全ての方々（65歳以上の寝たきり等の方を含む）が加入する後期高齢者医療制度が開始されるのに伴い、この制度を運営する佐賀県後期高齢者医療広域連合が2月1日発足しました。
同日、広域連合長の選挙が行われ多久市長が就任しました。

医療制度改革の大きな柱の一つとして、新たな高齢者医療制度（75歳以上の後期高齢者等を被保険者とする独立した医療保険制度）が平成20年4月からスタートします。

その運営は県内全ての市町が加入する「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が行うこととなります。

◎広域連合事務局

佐賀市大和町大字尼寺1870番地
佐賀市役所大和支所 3階

（旧大和町役場）
☎64-8476

■問い合わせ

市民生活課 国保年金係
☎75-6116